

参加説明書

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和8年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育成業務
- (2) 履行場所：沖縄県内
- (3) 業務目的：県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、県民の重要な歴史・文化資源である沖縄固有の景観・風景・風土を重視した千年悠久のまちづくりを進め、人々を惹きつける悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成を進めているところである。本業務は、沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景づくりの主導的役割を担う地域人材及び風景づくりの専門的な知識を有する人材の育成を図ることを目的とする。
- (4) 業務内容：詳細は仕様書による。
- (5) 履行期間：契約締結の翌日から令和9年3月19日
- (6) 契約限度額：12,122,000円（税込）
※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。
- (7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募し、当該業務に係る実施体制、実施方針、特定テーマに関する技術提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。
- (8) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
 - ① 風景づくりの活動における地域住民の自立性と意欲向上を目指した企画内容であり、その妥当性が高い場合に優位に評価する。また、対象者の協力が得られるような、カリキュラムや時間設定など、具体的な研修内容に工夫を凝らした提案・工夫がある場合に優位に評価する。
 - ② 地域の風景づくり活動において、住民を支援するための知識や技術を習得できる企画内容となっており、その妥当性が高い場合に優位に評価する。また、景観形成への意欲を高めるための企画内容における、具体的な提案や工夫がある場合に優位に評価する。
 - ③ 沖縄県の景観・風景づくりの課題に関連付け、解決策や参考となる具体例が期待できる視察先の提案があり、その提案の妥当性が高い場合に優位に評価する。

2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖

縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (6) 参加表明書又は企画書を提出しようとする者は、H28年度から公告日までに完了した当該業務の同種業務(※1)又は類似業務(※2)の実績があること。

※1 同種業務：景観に関する人材育成業務、景観学習業務

※2 類似業務：景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワークショップの業務

- (7) 技術士(「建設部門(都市および地方計画)」)の資格を有し技術士法による登録を行っている者、博士(工学：都市計画)を有する者、RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有し「登録証明書」の交付を受けている者または土木学会認定技術者1級以上(「調査・計画」または「都市・地域」)の資格を有し「技術者資格認定証」の交付を受けている者で、当該業務の同種業務又は類似業務の実績のある技術管理者を配置できるものであること。

- (8) 業務担当者は、H28年度から公告日までに完了した当該業務の同種業務又は類似業務の経験を有すること。ただし、業務担当者が複数いる場合は1名以上が当該業務の同種業務又は類似業務の経験を有すること。

- (9) 当該業務の見積額が契約限度額内であること。

- (10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、2社共同企業体とし、共同企業体の代表構成員は沖縄県内に本店を有する法人であること。なお、共同企業体の代表構成員以外の構成員は沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 共同企業体の代表構成員が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成するすべての構成員が(1)～(5)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成する代表構成員が(6)～(7)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で(9)の要件を満たす者であること。
- ⑤ 構成員が他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件提案に参加しないこと。

3. 応募方法等

(1) 参加表明書

ア 提出期間：令和8年6月17日(水)から令和8年6月29日(月)

休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出書類：参加表明書、共同企業体協定書(共同企業体の場合)

ウ 提出方法：原則、郵送(配達を確認できる方法で送付する事)により提出とし、期日までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。

エ 提出部数：2部

オ 参加表明書に関する質問書の提出期間：令和8年6月17日(水)から

令和8年6月22日(月)午後5時まで

カ 質問様式：質問書【様式2】

キ 提出方法：メールにより提出とする。

ク 回答：沖縄県ホームページに令和8年6月25日(木)までに掲載する。

ケ 参加表明書の無効：応募資格条件を満たしていない者等は無効となる。

また、提出書類から応募資格条件を満たしていることが不明確である場合も無効となる。

コ 内容変更について：提出期限後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない（差し換え及び再提出は認めない）。

※参加表明書は【様式1】にて作成し、「参加表明書を提出しようとする者の組織図」、「統括担当者の資格を示す書類及び略歴書」、「参加表明書を提出しようとする者の類似業務等実績」、「業務担当者の類似業務等実績及び略歴書」を添付し提出すること。また、共同企業体の場合、共同企業体協定書【様式4】を提出すること。

(2)参加表明書の審査

ア 期日：令和8年7月1日(水)午後5時までに、審査結果を次の方法で通知する。

イ 方法：提出者に文書で通知（担当者にメール送付）

(3)企画書

ア 提出期間：令和8年6月17日（水）から令和8年7月13日（月）

休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出書類：企画書（7部）

ウ 提出方法：原則、郵送（配達を確認できる方法で送付する事）により提出とし、期日までに必着とする。やむを得ず持参する場合は事前に連絡すること。

エ 企画書は以下の項目で作成するものとし、A4版15ページ以内（表紙含む）とする。

(ア)業務実施方針

(イ)業務工程

(ウ)業務実施体制

(エ)特定テーマに対する技術提案

(オ)人材育成に係る具体的提案（講師の選定及びプログラムなど）

(カ)見積書

オ 企画提案書に関する質問書の提出期間：令和8年6月17日(水)から

令和8年7月1日(水)午後5時まで

カ 質問様式：質問書【様式2】

キ 提出方法：メールにより提出とする。

ク 回答：沖縄県ホームページに令和8年7月6日(月)までに掲載する。

4. 企画書の評価等

(1)企画書の評価基準

評価にあたってはプレゼンテーションを実施することとし、原則として企画書の内容を評価項目毎に次に記す評価により採点する。なお、応募者多数の場合は、書類審査（下記表の「実務実施体制に係る項目」から評価）により4者以内に選考し、プレゼンテーションを実施する。また、応募申請者が1者の場合は、その1者でプレゼンテーションを実施する。

令和8年度沖縄らしい風景づくりに係る人材育等業務の評価方法

評価項目	項目ウェイト (配点)	評価の着目点	判断基準	評価点
実施方針 実施フロー 工程表 その他	20	業務理解度	目的、条件、内容の理解が高い場合に優位に評価する。	5
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		その他	業務に関する知識、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5
業務実施 体制に 係る項目	20	実施体制	統括担当者の資格 ①技術士または博士 ②RCCMまたは土木学会認定技術者 業務担当者を適切に配置し、人材育成を実施できる体制になっているか(人員配置計画)。 評価点は次式により算定する。ただし、5点を超える場合は、5点とする。 評価点 = (同種業務の実績がある業務担当者数×1点) + (類似業務の実績がある業務担当者数×0.5点)	①5 ②2 5
		企業等の過去10年間の 類似業務等の実績	平成28年度から公告日までに完了した人材育成に関する同種または類似業務の実績はあるか。(件数に応じて評価し、同種業務を優位に評価する。) ※1 同種業務:景観に関する人材育成業務、景観学習業務 ※2 類似業務:景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワークショップの業務 ①同種業務3件以上 ②同種業務1~2件 ③類似業務5件以上 ④類似業務4~3件 ⑤類似業務2~1件	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1
		技術管理者の 過去10年間の 類似業務等の実績	平成28年度から公告日までに完了した人材育成に関する同種業務又は類似業務の実績はあるか。(件数に応じて評価する) ※1 同種業務:景観に関する人材育成業務、景観学習業務 ※2 類似業務:景観計画策定や景観地区指定等、景観に関するワークショップの業務 ①同種業務3件以上 ②同種業務1~2件 ③類似業務5件以上 ④類似業務4~3件 ⑤類似業務2~1件	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1
人材育成の 内容に係る 項目 (特定テーマ)	60	a.風景づくりサポーター	風景づくりの活動における地域住民の自立性と意欲向上を目指した企画内容であり、その妥当性が高い場合に優位に評価する。また、対象者の協力が得られるような、カリキュラムや時間設定など、具体的な研修内容に工夫を凝らした提案・工夫がある場合に優位に評価する。	20
		b.景観技術者	地域の風景づくり活動において、住民を支援するための知識や技術を習得できる企画内容となっており、その妥当性が高い場合に優位に評価する。また、景観形成への意欲を高めるための企画内容における、具体的な提案や工夫がある場合に優位に評価する。	20
		c.風景づくりサポーター、景観技術者	沖縄県の景観・風景づくりの課題に関連付け、解決策や参考となる具体例が期待できる視察先の提案があり、その提案の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20
評価項目		評価の着目点	判断基準	
見積書		業務コスト	契約限度額を超えている場合は非特定	

(2) 企画書に関するプレゼンテーション

日時：令和8年7月22日（水）（予定）

※令和8年7月14日（火）までに日程及び場所を決定し、企画提案者に連絡する予定である。

企画提案者は、企画書により説明及び質疑応答を行う。説明時間は15分程度、質疑応答を10分程度とする。

(3) 特定・非特定通知

評価にあたっては、評価値の合計の最も高い者を受託者候補として特定する。なお、評価値の合計が最も高いものが2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて選定する。ただし、選定委員会で採点する点数について、提出された企画書の全てが50.0点を超えない場合は該当なしとする。

受託者の決定については、令和8年7月24日（金）までに決定する予定である。なお決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に通知する。

(4) 非特定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

非特定者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について書面をもって以下のとおり説明を求めることができる。

① 提出期限：非特定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

② 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで

③ 提出場所：沖縄県都市計画・モノレール課景観形成班
（那覇市泉崎1-2-2 県庁舎11階）

④ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出する。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

⑤ 回答：説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

5. 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

6. 配置予定技術管理者等の確認

企画書に記載した技術管理者及び業務担当者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、「3. 参加資格」に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術管理者等と同等以上の者を配置しなければならない。

7. 支払い条件

概算払い 進捗度合いに応じて3割以内

8. 諸経費

一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内

9. 単価

- (1) 直接人件費は国土交通省から通知されている令和8年度設計業務委託等技術者単価によって積算している。

10. 火災保険の要否

否

11. 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

12. 参加資格の喪失

本広告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

13. その他留意事項

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び企画書の作成に関する費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び企画書は公開しない。
- (4) 提出期限以降の参加表明書、企画書の差し替え及び再提出は認めない。

14. 提出・問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 景観形成班
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 11 階
TEL:098-866-2408 FAX:098-866-5938
MAIL: aa065005@pref.okinawa.lg.jp